

平成24年度 入札契約制度の見直し概要

公契約大綱の施行に伴い、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与するため、次のとおり入札契約制度改正を行います。

◆入札契約制度 <http://www.pref.kyoto.jp/nyusatu/12500012.html>

◆公契約大綱 <http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1332829862915.html>

1 予定価格の事後公表の試行1

ダンピング対策として、予定価格の事後公表の有効性を検証するため、一部の建設工事で予定価格の事後公表を試行します。
試行に当たっては、コンプライアンス対策を従前より一層強化します。

2 府内企業への発注の徹底2

地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を実現するため、府内企業への発注を原則とします。

3 建設資材の府内調達3

個性と活力のある地域づくりを進めるのに必要な地域経済の活性化を図るため、建設工事で使用する建設資材や物品等については、府内事業者からの調達を行います。

4 重層的な下請構造の改善4

重層下請は、間接経費の増加による生産性の低下・労務費へのしわ寄せ、施工責任の不明確化・品質の低下といった問題があり、結果として経済的に不合理となることもあることから、京都府発注工事等については、これを行わないものとします。

5 元請下請関係の適正化5

京都府が発注する建設工事において、元請負人と下請負人の関係の適正化及び府工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図ります。

6 低入札価格調査制度の検証・見直し8

低入札価格調査制度のダンピング対策としての効果を検証し、必要に応じ見直しを実施します。

7 コンプライアンス対策の取組9

予定価格の事後公表の試行に当たり、今までから実施してきた入札及び契約過程にお

けるコンプライアンスの確保を一層推進します。

8 工事等成績評定要領の改正10

入札契約制度の見直し内容の実施について評価することにより、公契約大綱の実効性を確保するため工事成績評定要領を改正します。

9 指名停止等の措置要領の改正11

不良不適格業者の排除を徹底するため、指名停止等の措置要領を改正し、不正事案に対する厳罰化（ペナルティ強化）を図ります。

1 予定価格の事後公表の試行

1 趣旨

ダンピング対策としての予定価格の事後公表の効果を検証するため、一部の建設工事で予定価格の事後公表を試行します。

2 試行内容

	通常工事	試行工事
予定価格の公表時期	事前公表 入札参加資格確認通知又は入札通知の翌日 (入札者には、入札参加資格確認通知又は入札通知で通知)	事後公表 当初入札締切日の翌日 (入札者には、入札締切後通知(入札締切通知書により通知))
入札回数	1回	2回 (再度入札を1回実施)
試行に併せて導入する制度	○入札情報に関する問い合わせを記録し公表	○予定価格に対する質疑制度 ○入札情報に関する問い合わせを記録し公表

3 対象工事

総合評価競争入札で落札者を決定する建設工事であって予定価格が 4,500 万円以上のものの一部です。(試行対象工事については入札公告に示します。)

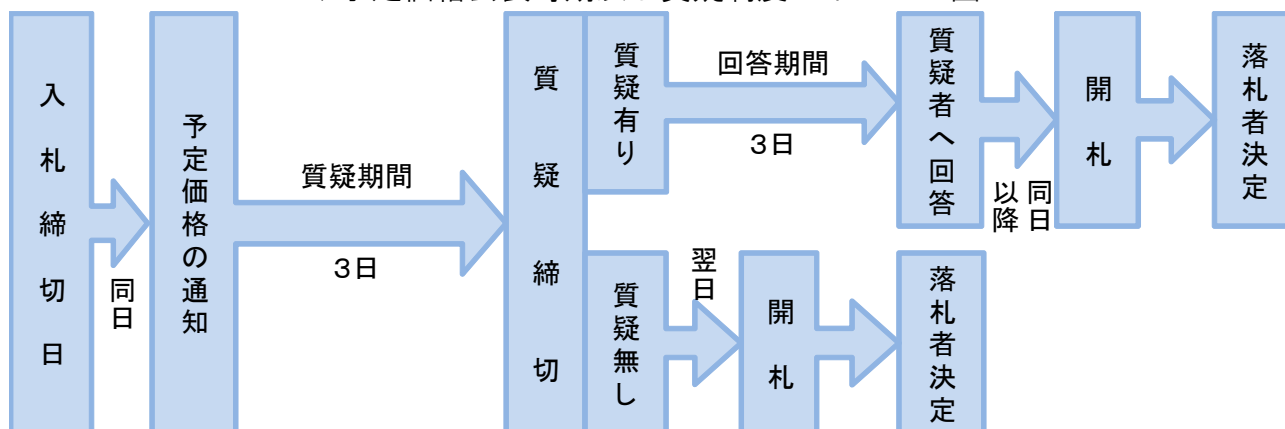
4 適用期日

平成 24 年 9 月 10 日に入札公告する建設工事から適用します。

5 詳細資料

- 「予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領」
- 「予定価格の事後公表の試行に係る質疑取扱要領」

◆予定価格公表時期及び質疑制度のイメージ図



2 府内企業への発注の徹底

1 趣旨

地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を実現するため、府内企業への発注を原則とします。

2 内容

- 地域経済に配慮し、施工できる企業が府内にないか、極めて少数の場合を除き、原則として府内企業に発注します。
- 下請負先を府内企業とするよう要請し、府内企業の下請比率に応じた工事成績評価を実施します。
- 府外企業への下請負については、理由書を徴取します。

3 対象工事

全ての建設工事を対象とします。例外的に府外企業の入札参加を認める工事は、別途第三者委員会でチェックし公表します。

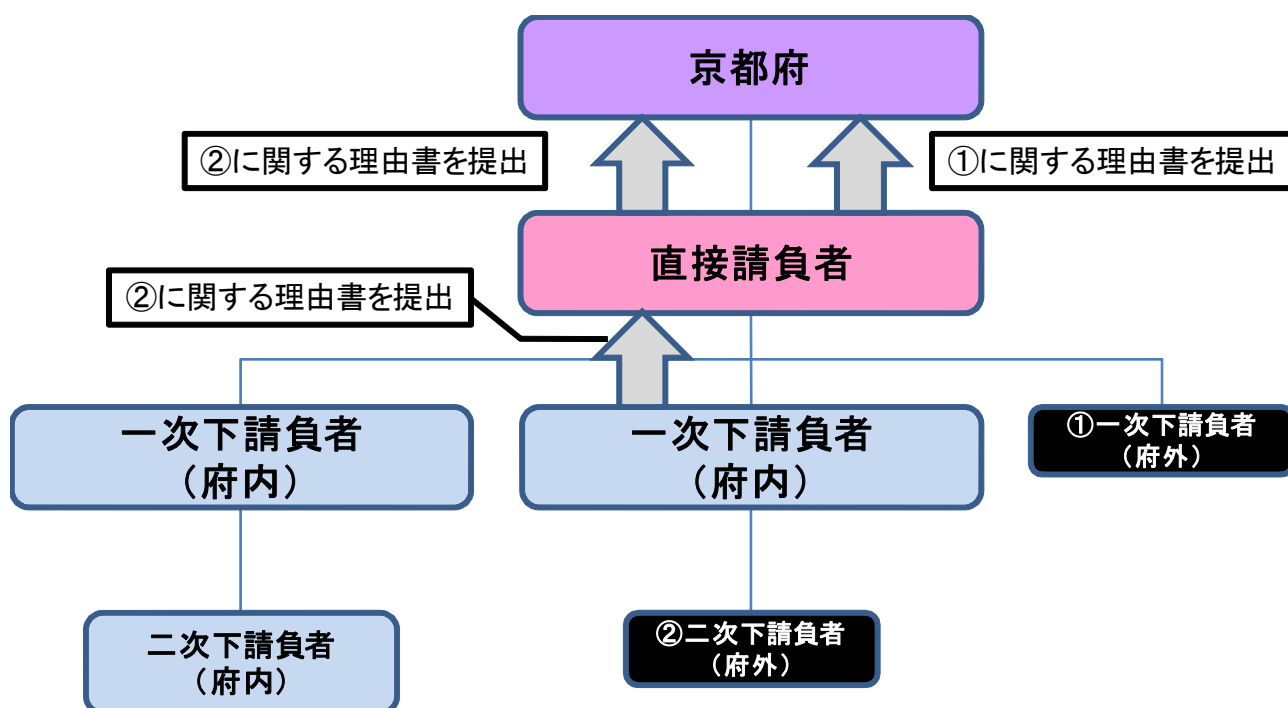
4 適用期日

平成 24 年 9 月 1 日に入札公告又は入札通知する建設工事から適用します。

5 詳細資料

- 「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」
- 「工事等成績評定要領」

◆府内企業下請要請のイメージ図



3 建設資材の府内調達

1 趣旨

個性と活力のある地域づくりを進めるとともに地域経済の活性を図るため、建設工事で使用する建設資材や物品等については、府内事業者からの調達を行います。

2 内容

- 受注者は、地域経済の活性を図るため、府内事業者からの建設資材や物品等の優先調達を図ることとします。
- やむを得ず府外事業者から資材調達する場合には、「府内資材選定困難理由書」の提出を求めます。
- 府内事業者からの建設資材や物品等の調達は、府内に本店、支店等がある代理店から調達したものを含みます。

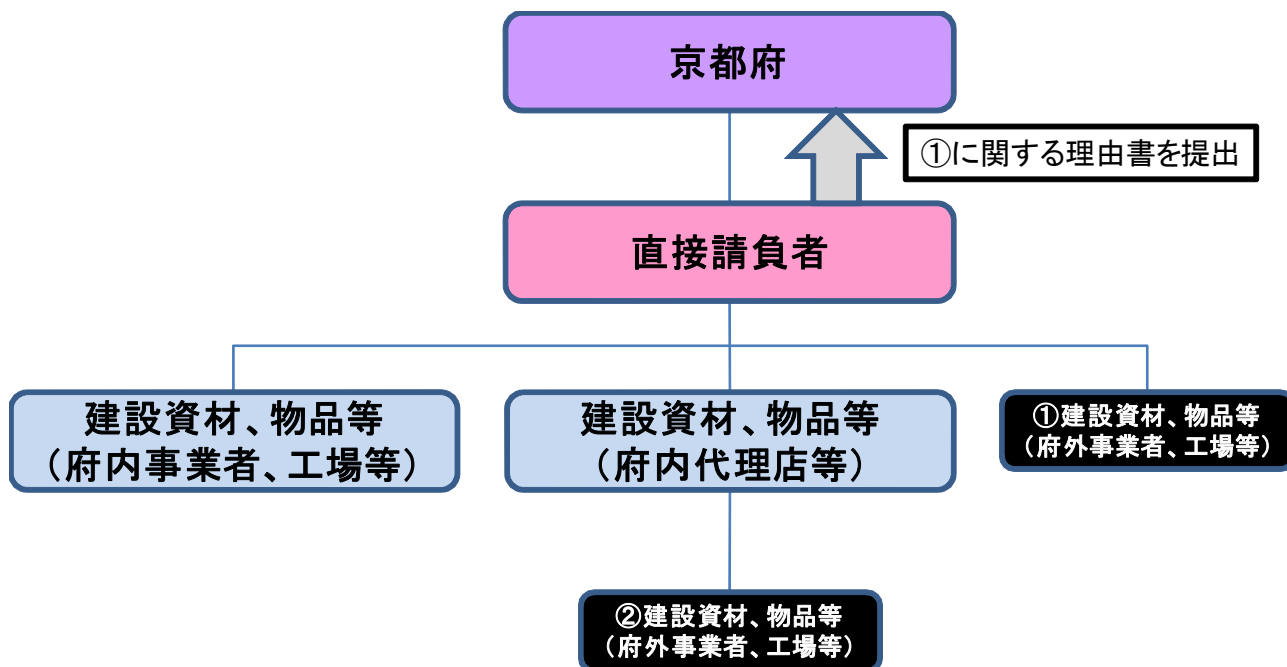
3 対象工事

全ての建設工事を対象とします。

4 適用期日

平成 24 年 9 月 1 日に入札公告又は入札通知する建設工事から適用します。

◆建設資材の府内調達のイメージ図



4 重層的な下請構造の改善

1 趣旨

重層下請は、間接経費の増加による生産性の低下・労務費へのしわ寄せ、施工責任の不明確化・品質の低下といった問題があり、結果として経済的に不合理となることもあることから、京都府発注工事等については、これを行わないものとします。

2 内容

下請負の次数を建築工事においては 3 次以内、建築工事を除く建設工事においては 2 次以内とします。下請負の次数がこれを超える場合、重層下請の理由書及び重層下請に係る賃金台帳等の写しを府に提出しなければなりません。

3 対象工事

京都府が発注する全ての建設工事を対象とします。ただし、特殊で専門的な工事等において、それを超える次数の下請が必要であると府が認める工事については、対象外とします。

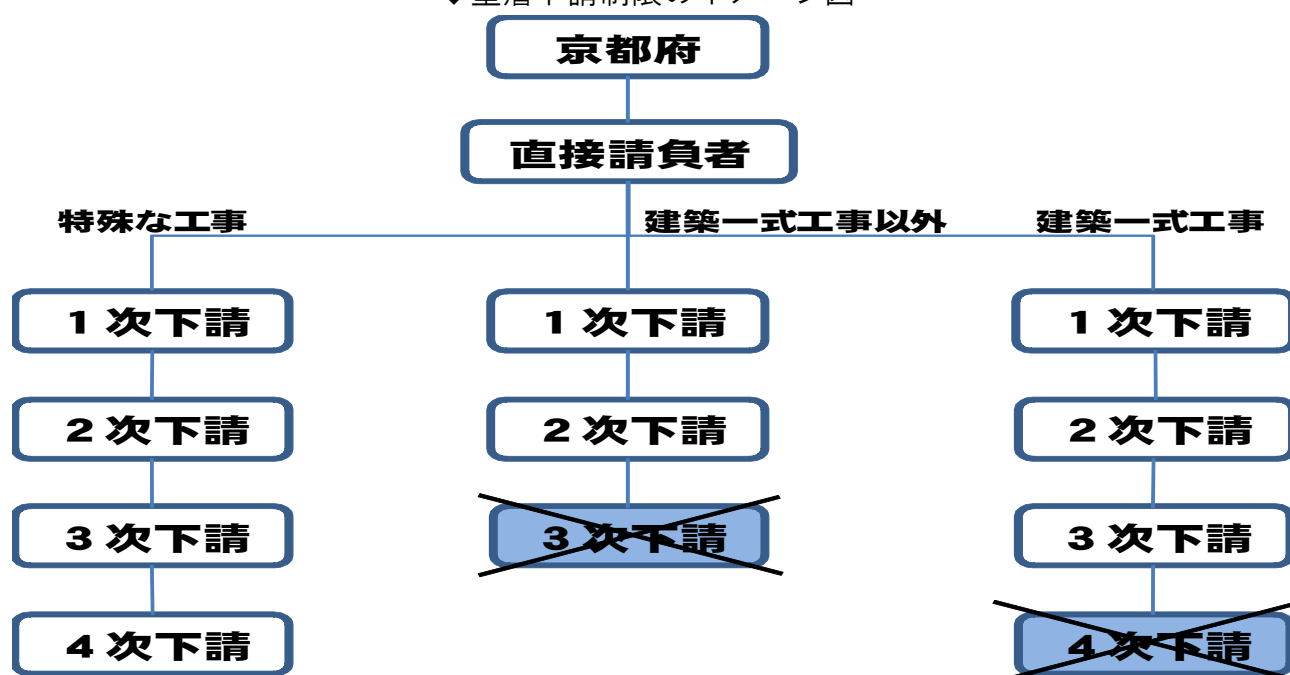
4 適用期日

平成 24 年 9 月 1 日に入札公告又は入札通知する建設工事から適用します。

5 詳細資料

○「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」

◆重層下請制限のイメージ図



5 元請下請関係の適正化

1 趣旨

京都府が発注する建設工事において、元請負人と下請負人の関係の適正化及び府工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図ります。

2 内容

京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針（以下「元下指針」という。）、を定め、下請契約の適正化や下請負人の保護などについて定めます。

◇一括下請負の禁止等

下請負人の労働条件の悪化を防ぐため、一括下請負の禁止に加えて、下請負の次数を建築一式工事においては3次以内、建築一式工事を除く建設工事においては2次以内とします。

上記に示した請負の次数が超える場合、工事着手前に、重層下請理由書（様式第1号）と賃金水準の分かる資料の写し（賃金台帳等）を提出する必要があります。

◇下請負人の選定

建設業法による営業停止等がされている者、府の指名停止措置がされている者及び下請参加停止者に指定がされている者を下請負人として選定しないこととします。

やむを得ない事由のある場合を除き、京都府内に本店を有する者から下請負人を選定するよう努めるものとします。京都府外に本店を有する者から下請負人を選定する場合、工事着手前に、府外下請選定理由書（様式第2号）を提出する必要があります。

◇下請契約の締結及び履行

下請契約に当たって遵守すべき事項を定めます。

○下請契約に当たっては、元下指針に定める事項を記載した下請契約書により契約を締結しその写しと下請工事契約時チェックリスト（様式第3号）を直接請負者に提出すること

○必要な原価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと

○建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定しないこと

○工事の施工方法に関し、下請負人の意見を聞くこと

○工事が完成した際は、完成通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り早く完成検査をすること

○完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに工事の目的物の引渡しを受けること

※ 直接請負者：府工事等を京都府から直接請け負った者

◇請負代金等の支払

元請負人は、支払を受けたときは、下請負人に対して、相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うものとします。

◇技術者の適正な配置

主任技術者及び監理技術者の適正な配置を行うこととします。

◇建設労働者の雇用条件等の改善

労働関係法令を遵守し、建設労働者の雇用条件の改善を図ります。

○直接請負者は、全ての下請負人が、労働関係法令を遵守し、建設労働者の雇用条件の改善が図られるよう、指導、助言その他必要な援助を行うように努めるものとします。

○直接請負者以外の元請負人は、直接請負者の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう、協力するものとします。

◇施工体制の把握

直接請負者は、京都府発注の全ての建設工事について、施工体系図を作成し見やすい場所に掲げるとともに全ての下請契約書の写しを添付して府に提出するものとします。

建設業法に基づき、（請負代金額が3千万円以上、建築一式工事にあつては4千5百万円以上）施工体制台帳を作成した場合は、工事現場に備えると共に、京都府に提出する必要があります。

◇府の指導、助言、指示

京都府は、直接請負者に対し、この指針の遵守を求めるとともに、直接請負者以外の元請負人又は下請負人による指針の遵守を確保するため、直接請負者に対し、必要な指導又は助言を行います。

直接請負者以外の元請負人又は下請負人がこの指針に違反し又は違反しているおそれがあるときは直接請負者に対し必要な措置を講じるよう指示するものとします。

違反内容が重大であつて、直ちに是正等が必要と府が認めた場合には、京都府と直接請負者の合同調査を行います。是正を求める府からの指示に、正当な理由なく従わないときは、

- ・ 指名停止措置要領に基づく措置
- ・ 下請参加停止者として指定し府工事等の下請負人としての参加を認めない等処分を行うこともあります。

◇関係機関との連携

本指針で遵守を求める法令等所管機関と連携を強化し、法令等違反事案については、必要に応じ所管機関あて通報します。

◇下請参加停止者の指定期間及び公表方法

下請参加停止者として指定した場合は、指定期間は1箇月とし、ホームページへ掲載し公表します。

◇契約遵守窓口の設置

元請負人と下請負人の関係の適正化を図るため、当該工事を所管する部署に契約遵守窓口を置きます。契約遵守窓口が開設されていることを案内するステッカーを工事現場の見やすい場所に掲げ、工事関係者に周知する必要があります。

3 対象工事

京都府の発注する全ての建設工事を対象とします。

4 適用期日

平成 24 年 9 月 1 日に入札公告又は入札通知する建設工事から適用します。

5 詳細資料

- 「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」
- 「工事等契約に係る指名停止等の措置要領」

6 低入札価格調査制度の検証・見直し

1 趣旨

低入札価格調査制度のダンピング対策としての効果を検証し、**徹底的にダンピングを排除するため、厳格な調査を実施し**、必要に応じ見直しを実施します。

2 内容

一定のコスト縮減が可能と判断される特殊工事や専門工事を除き、通常の低入札調査においても、これまで特別重点調査で求めていた資料の一部を追加提出することとし、調査を厳格化します。ただし、検証期間中は、追加資料の提出ができない旨の申出書を提出した者については、調査非協力者とは見なしません。

追加提出資料 (通常の低入札調査対象者においても、一部、重点調査対象者と同様の資料の提出を義務化する。)	追加調査の内容 (重点調査と同様の調査を実施する。)
建設交通部低入札価格調査における提出資料作成要領	建設交通部低入札価格調査マニュアル 第7 特別重点調査の内容
様式2-2(資材単価一覧表)	1(2)の重点調査
様式2-3(機械損料・賃料一覧表)	1(3)の重点調査
様式11(労務者の確保計画)	1(4)及び9の重点調査
様式15(下請け業者等一覧表)	1(4)及び(5)の重点調査

3 対象工事

低入札価格調査制度対象工事のうち、特殊な専門工事以外のもの。(入札公告に記載します。)

4 適用期日

平成24年9月1日に入札公告する建設工事から適用します。

5 詳細資料

- 「低入札価格調査制度に係る取扱要領」
- 「低入札価格調査制度に係る取扱要領の運用について」
- 「建設交通部低入札価格調査における提出資料作成要領」
- 「建設交通部低入札価格調査マニュアル」

7 コンプライアンス対策の取組

1 趣旨

予定価格の事後公表の試行に当たり、今までから実施してきた入札及び契約過程におけるコンプライアンスの確保を一層推進します。

2 内容

○情報漏えいの未然防止のための取組を行います。

- ・「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」を定め、発注担当職員と事業者等との接触を制限します。（業務上必要な場合を除き接触を禁止、業務上必要な場合も決められた場所以外での接触を禁止、業務上の打合せ等は原則複数職員で対応し記録）
- ・工事現場での監督業務では、打ち合わせ内容等を全て記録します。
- ・「建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱」を定め、問い合わせ内容について記録し、所属長への報告を義務付ける。
- ・非公開情報の不正な聞き出し等については公表し、指名停止措置とします。
- ・電話録音機を導入します。

○組織的な管理運営を行い、高いコンプライアンス意識を醸成します。

- ・各発注機関に「入札コンプライアンス管理指導チーム」を設置、各部局に「入札コンプライアンス管理指導者」を設置し、高いコンプライアンス意識を持った組織づくりを行います。

3 対象工事

京都府の発注する全ての建設工事等を対象とします。

4 適用期日

平成 24 年 9 月 5 日施行

5 詳細資料

- 「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」
- 「建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱」

8 工事等成績評定要領の改正

1 趣旨

入札契約制度の見直し内容の実施について評価することにより、公契約大綱の実効性を確保するため工事成績評定要領を改正します。

2 内容

○「府内企業への発注の徹底」

対象工事について府内企業への下請比率に応じた工事成績評価を実施します。

直接施工者が府内企業の場合は、直接施工分も府内分として取扱うことにより、府内施工率により評価します。

3 対象工事

「府内企業への発注の徹底」の対象となった建設工事

4 適用期日

平成 24 年 9 月 1 日に入札公告又は入札通知する建設工事から適用します。

5 詳細資料

○「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」

○「工事等成績評定要領」

9 指名停止等の措置要領の改正

1 趣旨

不良不適格業者の排除を徹底するため、指名停止等の措置要領を改正し、不正事案に対する厳罰化（ペナルティ強化）を図ります。

2 内容

○「公正な入札の確保等のためのコンプライアンスの推進【厳罰化】」

- ・ 府が発注する工事等における贈賄又は談合等により逮捕・起訴等された者に対する期間を拡大 24 箇月→36 箇月
- ・ 事後公表とした入札の予定価格等非公表とされている情報を不正に事前入手しようとした者に対する期間を拡大 3 箇月→18 箇月

○「暴力団又は暴力団員に関する者への措置【厳罰化・追加】」

- ・ 京都府暴力団排除条例の施行に伴い、暴力団に関する期間を拡大 12 箇月→24 箇月、経過後も改善されたと認められる日まで措置継続
- ・ 府が発注する工事等において、下請契約又は資材、原材料の購入等の契約相手方が暴力団等であると知りながら締結した場合等を追加 12 箇月、経過後も改善されたと認められる日まで措置継続

○「適正な元請・下請関係の構築【新規】」

「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針（以下「指針」という。）」に基づく指名停止措置を追加 1 箇月

○「工事施工等に係る質の担保【変更】」

府が発注する工事等における「成績が著しく不良な者」への指名停止基準の見直し
工事等成績評点 50 点未満 → 55 点未満 1 箇月

3 対象工事

京都府の発注する全ての建設工事等を対象とします。

4 適用期日

平成 24 年 9 月 1 日施行

5 詳細資料

○「工事等契約に係る指名停止等の措置要領」